

# 台風時等における登校・避難のしかた

## 1 豊川市に暴風警報が発表されたときの登校について

- (1) 午前6：30までに警報が解除された時は、平常通り登校する。
- (2) 午前6：30から午前10：00までに警報が解除された時は、警報解除の2時間後から授業を開始する。このときは、弁当を持参する。
- (3) 午前10：00を過ぎて午前11：00までに警報が解除された時は、家庭で食事を取り、午後1時までに登校する。
- (4) 午前11：00を過ぎても警報解除にならない場合は休校とする。
- (5) 登校の途中で警報が出たことを知った場合は、すぐに帰宅する。
- (6) (1)から(3)の場合でも、道路・橋の倒壊などで登校が危険な時は、登校しなくてよい。

## 2 授業中に暴風警報が発表された時の避難について

- (1) 校内放送の指示により、すみやかに一斉下校する。
- (2) 帰宅する時は、危険防止に十分注意する。
- (3) 家庭や付近の友達に事故があった時は、すみやかに学校に連絡する。

## 3 特別警報について

- (1) 特別警報とは「大雨特別警報」「大雪特別警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報」「波浪特別警報」「高潮特別警報」をいい、警報の発表基準をはるかに超える大雨や大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に発表される。
- (2) 豊川市に特別警報が出ている場合は休校とする。授業中に特別警報が発令された場合は、学校の指示に従い下校または保護者の迎えを体育館で待つ。保護者駐車場は調理場跡地とする。
- (3) 特別警報が警報に変わった場合は、暴風警報発令時と同じ対応をとる。

## 4 急に暴風警報・暴風雪警報や特別警報等が発令された場合の給食について（事前に給食中止の通知がない場合）

- (1) 状況により、市教育委員会から学校に給食実施の有無等が連絡されることがある。その場合、各家庭にまなびポケット等で随時連絡する。
- (2) 午前6：30を過ぎても警報解除にならない場合は給食中止とする。